

稲沢市監査公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき監査を実施したので、同条第4項の規定により別紙のとおり公表する。

平成29年7月14日

稲沢市監査委員	小	島	通
同	苗	村	眞
同	吉	川	隆之

住民監査請求の結果

第1 請求の受付

1 請求人

稲沢市 XXXXXXXXXX

2 請求の受理

請求人から地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成29年5月29日に、同年5月26日付けでこれを受理することと決定した。

3 請求の内容

請求人から提出された住民監査請求書によると、主張事実の要旨は、次のとおりである。（以下序数詞を除き、原文のまま）

(1) 請求の要旨

市の予算措置について

加藤市長は、平成28年12月議会で「休日急病診療所」を現在の場所で建替えることを明らかにした。

平成28年12月議会（補正予算）には

市営明治プール解体に係る設計料を270万円

明治児童センターを移設新築するための設計料1230万円を計上した。

平成29年3月議会（新年度予算）には

建物解体工事費（市営明治プール）3810万円を計上した。

市営明治プール解体に係る設計料270万円は、事業目的に要する経費を明らかにするために予算化されたもので、その設計業務委託の入札は平成29年3月14日に行われ、同月22日に契約締結がされています。

市営明治プール解体に係る設計の契約による「結果」が出ていないに

もかかわらず、3月議会（新年度予算）において建物解体工事費（市営明治プール）3810万円を計上することは、市営明治プール解体に係る設計業務委託270万円は不要な措置であり、不当な支出である。

したがって、市長は、市営明治プール解体に係る「設計料の実費」を市に返還すべきである。

（2）要望

監査請求に至った理由は、「経費の支出に当たっては、その効果を考え、効率的な支出をしなければならない」という、地方自治運営から逸脱していると思います。ぜひ、下記の点について、行政監査をしていただき、その見解をお知らせください。

ア 稲沢市立中央子育て支援センターについて

公共施設の再編に関する考え方（平成25年6月）の報告書では、「西町さざんか児童センター内の『子育て支援総合相談センター』と平和らくらくプラザ内の『子育て支援センター』を統合し、センター型の子育て支援センターとして、新たに整備する『福祉の拠点（仮称）』内に移転する方向で検討します」としていました。

このように検討されてきたにもかかわらず、加藤市長は「休日急病診療所」の建て替え計画を決定し、議会に報告しました。同時に、築30年程の明治児童センターを「稲沢市立中央子育て支援センター」として移設新築も決めました。

行政経営改革プラン（平成27年～31年）には、「明治児童センター移設新築計画」は記載されておらず、十分な検討は見られません。このような財政支出は問題ではないか。

イ 入札のあり方について

長期間利用する建物建設（福祉保健部所管）と、プール（教育委員会所管）の解体という土木にかかわる設計の入札は、それぞれ「実績用件」を明記し別々に入札するべきではないか。

4 提出書類

本件住民監査請求書の提出に併せて、次のとおり事実を証する書面が提出されたが、添付を省略する。

別紙事実証明書		
番号	内容	作成者
1	「稲沢市立中央子育て支援センターほか新築工事設計業務委託」についての契約締結にいたるまでの経過	稲沢市
2	入札調書	稲沢市
3	稲沢市建築設計業務委託仕様書	稲沢市

第2 監査の実施

1 監査の対象

監査請求の内容及び陳述を総合的に判断して、本請求は、平成29年3月22日に締結された「稲沢市立中央子育て支援センターほか新築工事設計業務委託」に含まれる市営明治プール解体工事実施設計委託料が違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを監査対象とした。

2 監査対象部課

教育委員会スポーツ課

3 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、平成29年6月19日に法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、新たな証拠として、次のとおり提出されたが、添付を省略する。

別紙事実証明書		
番号	内容	作成者
1	稲沢市公告第9号	稲沢市

4 監査対象部課からの事情聴取

関係資料の提出を要求した。(教育委員会スポーツ課・建設部建築課)

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 市営明治プール

建設：昭和57年 住所：稲沢市一色竹橋町137番地

土地：4,872.94㎡ 施設：349.75㎡

(2) 市営明治プール解体に係る実施設計業務委託について

委託名 稲沢市立中央子育て支援センターほか新築工事設計業務委託
(市営明治プール解体実施設計業務を含む。)

予算額 15,000千円

(うち市営明治プール解体実施設計予算額2,700千円)

入札日 平成29年3月14日 (一般競争入札・電子入札)

契約日 平成29年3月22日

期間 平成29年3月23日から平成29年11月27日まで

契約額 4,860,000円 (税込み)

(うち市営明治プール解体実施設計分476,280円)

その他 本委託は、市営明治プール解体に係る実施設計及び解体後の跡地に建設予定の稲沢市立中央子育て支援センター新築工事に係る基本設計を併せた一括契約である。

(3) 市営明治プール解体に係る実施設計業務の範囲

建築物、外構、駐車場、樹木及び配管等を解体・撤去するにあたり必要な設計等は下記のとおりである。

ア 一般業務

意匠設計、構造設計、設備設計及び環境整備設計等工事に必要な実施設計図書の作成及び関係法令に基づく手続きを行う。

イ 追加業務

積算業務 (積算数量算出書、積算数量調書の作成)、リサイクル計画書の作成、工事費算出業務 (設計書作成)、CAD による図面作成、

概略工事工程表の作成、現地調査の実施を行う。

ウ 設計図書等成果物の提出

平成29年6月末日までに提出する。

2 判断

本件請求については、市営明治プール解体に係る実施設計業務委託（以下「実施設計業務委託」という。）の必要性を主眼に監査を行った。

設計業務委託としては、市営明治プール解体後の跡地に建設が進められる稲沢市立中央子育て支援センターほか新築工事の基本設計業務を含むものであり、福祉保健部こども課及び教育委員会スポーツ課がそれぞれ予算化し、予算執行事務は建設部建築課が、契約事務は総務部契約検査課が行っている。

市営明治プール解体に係る実施設計業務委託の目的は、建築物、外構、駐車場、樹木及び配管等の解体・撤去のための設計業務である。委託内容は、一般業務に意匠設計、構造設計、設備設計及び環境整備設計等、解体工事を行うために必要な実施設計図書の作成及び関係法令の手続きを行うことを定めており、追加業務では、積算業務（積算数量算出書、積算数量調書の作成）、工事費算出業務（設計書作成）、CADによる図面作成、概略工事工程表の作成及び現地調査を指示している。

業務完了後に提出される成果物の中で例を取ってみると、実施設計図書は、建物の構造や使用部材、さらに建物基礎などの地中埋設物の状態を明らかにして解体方法や解体手順などを決定し、仮設工事や廃棄物処理さらに安全対策などを含めた工事図面及び仕様書を作成する。また、積算業務では、解体に伴い発生する廃材等の数量計算を行い、法令に基づき処分が必要な廃棄物の数量を定め、工事費算出業務は、建物を解体するために必要な作業員の人数や重機の借上げ等、何がどれだけ必要かを積算し、工事発注時の設計金額算出の基礎データとして用いられる。これらは、国土交通省制定の建築物解体工事共通仕様書に基づくものであり、解体工事発注に必要な書類である。

したがって、安全かつ効率的な工事を施工するためには、当実施設計業務委託は必要かつ重要な業務であると認められる。

なお、請求人が当実施設計業務委託を不要とする根拠として掲げた建物解体工事費予算額（平成29年度当初予算）については、稲沢市設計業務等積算基準に基づき稲沢市建設部建築課が積算した概算である。

このことから、「稲沢市立中央子育て支援センターほか新築工事設計業務委託」に含まれる市営明治プール解体に係る実施設計業務委託に不合理な点はなく、委託料は、違法又は不当な公金の支出には当たらないと判断する。

3 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないので、本件請求を棄却する。